

瑞穂町廃棄物減量等推進審議会委員委嘱状・辞令交付式及び  
平成27年度第1回瑞穂町廃棄物減量等推進審議会次第

日時：平成27年7月27日 午後1時30分～

場所：瑞穂町民会館第1会議室

1 開 会

2 委嘱状伝達及び辞令書交付

3 挨拶

4 議 題

(1) 正副会長の選出

(2) 事務局からの報告

(3) 平成27-28年度の審議内容について

(4) その他

5 閉 会

## 瑞穂町廃棄物減量等推進審議会について

### 1 審議会の概要

#### (1) 定義

本審議会は、「廃棄物の適正な処理の基本的事項を審議するほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するために設けられた町長の附属機関」として位置づけられています。(瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第7条第1項)

#### (2) 委員構成

委員は15人以内で、町民、識見を有する者、関係機関、町職員のうちから、町長が委嘱し又は任命する者で構成されています。(同条第3項・第4項)

#### (3) 任期

2年とし、再任は妨げないことになっています。また、補欠委員の任期は、前任者の残任期間となります。(同条第5項)

#### (4) 会議開催

平成27年度は2回を予定しています。

#### (5) 所掌事項

審議会の所掌事項として、以下の事項について審議します。

- ①一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- ②廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項
- ③その他町長が必要と認める事項

## 2 会議内容(過去5年間)

### (1) 平成22年度

#### 第1回(平成22年6月25日開催)

- ①ごみ処理施設視察(プラスチック再資源化施設・生ごみ堆肥化施設)
- ②その他

#### 第2回(平成23年2月25日開催)

- ①瑞穂町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改訂について
- ②ノー(N0)レジ袋・マイバッグキャンペーンの進捗状況について
- ③瑞穂町のごみの現状について
- ④その他

### (2) 平成23年度

#### 第1回(平成23年7月27日開催)

- ①正副会長の選任
- ②諮問第2号「瑞穂町一般廃棄物処理基本計画について」
- ③事務局からの報告
- ④瑞穂町一般廃棄物処理基本計画の策定について
- ⑤その他

#### 第2回(平成23年9月30日開催)

- ①瑞穂町一般廃棄物処理基本計画の改定について
- ②その他

#### 第3回(平成23年10月25日開催)

- ①瑞穂町一般廃棄物処理基本計画の改定について(継続議題)
- ②その他

### (3) 平成24年度

#### 第1回(平成24年8月3日開催)

- ①瑞穂町のごみの現状について(報告)
- ②燃やせるごみ減量のための取組について
- ③その他

#### 第2回(平成25年2月18日開催)

- ①燃やせるごみ減量のための取組について(ダンボールコンポスト)
- ②西多摩衛生組合での災害廃棄物受入れに関する進捗状況について
- ③その他

#### **(4) 平成25年度**

##### **第1回（平成25年7月31日開催）**

- ①正副会長の選任
- ②事務局からの報告
- ③今後のごみ減量に向けた取組等について
- ④その他

##### **第2回（平成26年2月28日開催）**

- ①事業系一般廃棄物について
- ②その他

#### **(5) 平成26年度**

##### **第1回（平成26年7月31日開催）**

- ①瑞穂町のごみ総量について（報告）
- ②瑞穂町の事業系一般廃棄物等について
- ③その他

##### **第2回（平成27年2月26日開催）**

- ①瑞穂町のごみの現状等について
- ②事業系一般廃棄物減量のための取組について
- ③その他

## (法的根拠—参照法令)

### ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

#### (廃棄物減量等推進審議会)

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

### ○瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

#### (廃棄物減量等推進審議会)

第7条 廃棄物の適正な処理の基本的事項を審議するほか、法第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、町長の附属機関として、瑞穂町廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、前項に規定する事項について審議し、町長に答申する。

3 審議会は、委員15人以内をもって構成する。

4 委員は、町民、識見を有する者、関係機関及び町職員のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### ○瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則

#### (審議会の組織及び運営)

第3条 条例第7条第1項の規定に基づき設置する瑞穂町廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に、会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 審議会は、会長が招集する。

5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

#### (所掌事項)

第4条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

(1) 一般的廃棄物の処理の基本方針に関する事項

(2) 廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項

(3) その他町長が必要と認める事項

#### (部会)

第5条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。  
(庶務)

第6条 審議会に関する庶務は、住民部環境課において処理する。

## 資料 2

## 瑞穂町廃棄物減量等推進審議会委員名簿

※順不同・敬称略

| 氏名    | ふりがな       | 条例上の選出区分 | 推薦依頼団体              |
|-------|------------|----------|---------------------|
| 鳥海 勝男 | とりうみ かつお   | 識見を有する者  | 元町職員                |
| 吉川 洋子 | よしかわ ようこ   | 町民       | 公募                  |
| 中野 裕子 | なかの ゆうこ    | 町民       | 公募                  |
| 斉藤 洋美 | さいとう ひろみ   | 町民       | 瑞穂生活学校              |
| 岡本 日吉 | おかもと ひよし   | 関係機関     | 瑞穂町商工会              |
| 田中 勇  | たなか いさむ    | 関係機関     | 瑞穂町商工会              |
| 飯田 佳男 | いいだ よしお    | 関係機関     | 町内会連合会              |
| 小林 源久 | こばやし げんきゅう | 関係機関     | 瑞穂町教育委員会<br>(校長会代表) |
| 村野 香月 | むらの かげつ    | 町職員      | 町職員<br>(福祉部長)       |
| 福井 啓文 | ふくい のぶあや   | 町職員      | 町職員<br>(教育部長)       |

○瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

平成 5 年 3 月 1 1 日

条例第 9 号

改正 平成 1 2 年 3 月 9 日条例第 1 6 号

平成 1 2 年 9 月 1 1 日条例第 3 4 号

平成 1 2 年 1 2 月 8 日条例第 3 8 号

平成 1 6 年 3 月 8 日条例第 5 号

平成 2 0 年 1 2 月 9 日条例第 3 6 号

平成 2 4 年 1 2 月 1 0 日条例第 2 0 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 町長の責務等（第 3 条—第 8 条）
- 第 3 章 事業者の責務等（第 9 条）
- 第 4 章 町民の責務等（第 1 0 条）
- 第 5 章 廃棄物の減量及び再利用等（第 1 1 条—第 2 3 条）
- 第 6 章 適正処理困難物の抑制（第 2 4 条—第 2 7 条）
- 第 7 章 一般廃棄物の処理等（第 2 8 条—第 4 2 条）
- 第 8 章 廃棄物処理手数料（第 4 3 条—第 4 5 条）
- 第 9 章 一般廃棄物処理業（第 4 6 条・第 4 7 条）
- 第 1 0 章 浄化槽清掃業（第 4 8 条・第 4 9 条）
- 第 1 1 章 地域の生活環境（第 5 0 条—第 5 2 条）
- 第 1 2 章 雑則（第 5 3 条—第 5 8 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを進め、もって町民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）



第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

（2） 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

（3） 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

（4） 資源物 再利用を目的として町長が行う廃棄物の収集において、分別して収集する物をいう。

（5） 再利用 活用しなければ不用となるもの又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

## 第2章 町長の責務等

### （基本的責務）

第3条 町長は、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 町長は、廃棄物の処理及び再利用の促進等に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等、その能率的な運営に努めなければならない。

3 町長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する事業の実施に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体と相互に協力し、又は調整を図らなければならない。

4 町長は、第1項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理について、町民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

5 町長は、再利用等による廃棄物の減量に関する町民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

### （指導、助言）

第4条 町長は、廃棄物の適正処理及び再利用の推進に関し、必要と認

めるときは、町民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(公開)

第5条 町長は、廃棄物の減量、処理及び処理施設に関する施策並びに施設の運営状況について、町民に明らかにしなければならない。

(町民参加)

第6条 町長は、廃棄物の処理及び再利用について町民の意見を聴く等、町民参加を求め、これを施策に反映させなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第7条 廃棄物の適正な処理の基本的事項を審議するほか、法第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、町長の附属機関として、瑞穂町廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、前項に規定する事項について審議し、町長に答申する。

3 審議会は、委員15人以内をもって構成する。

4 委員は、町民、識見を有する者、関係機関及び町職員のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成20条例36・一部改正)

(廃棄物減量推進員)

第8条 町長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理等に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理のため、町長の施策への協力その他の活動を行う。

3 前2項に定めるもののほか、廃棄物減量等推進員について必要な事項は、規則で定める。

### 第3章 事業者の責務等

(基本的責務)

第9条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工及び販売等に際してその製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、その事業系廃棄物を単独に、又は他の事業者と共同して自らの責任において、適正にこれを処理しなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理について、町の施策に協力しなければならない。

#### 第4章 町民の責務等

##### (基本的責務)

第10条 町民は、家庭廃棄物の排出を抑制し、不用品の活用若しくは再生品の使用等により再利用を図り、やむを得ず生じた家庭廃棄物なるべく自ら処分すること等により、家庭廃棄物の減量に努めなければならない。

2 町民は、家庭廃棄物の減量及び適正な処理について、町の施策に協力しなければならない。

#### 第5章 廃棄物の減量及び再利用等

##### (町長の減量義務)

第11条 町長は、資源物の分別収集及び廃棄物処理施設での資源回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

##### (事業者の減量義務)

第12条 事業者は、物の製造、加工及び販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等により、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等、再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工及び販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4

項に規定する再生資源をいう。) 及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(平成20条例36・一部改正)

(再利用に関する計画)

第13条 町長は、再利用等による廃棄物の減量を促進するため、再利用に関する計画を定めるものとする。

(施設の利用)

第14条 町長は、再利用等に関する町民の自主的な活動を支援するため、再利用の対象となる物の保管等に利用する場所として、業務に支障が生じない範囲において、町長の管理する施設等を町民の利用に供することができる。

(町民の自主的行動)

第15条 町民は、資源物の分別を行うとともに、再利用を促進するために行う集団回収等の自主的な行動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(商品の選択)

第16条 町民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(資源回収業者への協力要請及び支援)

第17条 町長は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者を支援するよう努めるものとする。

(再利用の容易性の自己評価等)

第18条 事業者は、物の製造、加工及び販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うとともに、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等)

第19条 事業者は、物の製造、加工及び販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工及び販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、町民が商品等の購入に際し、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、町民が包装、容器等を不用とし、又はその返却を申し出た場合には、その回収等に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第20条 事業用の大規模建築物で、規則で定める物（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、町長の指導に従い、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する義務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を町長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、廃棄物の減量及び再利用に関する計画を作成し、当該計画書を町長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該建築物から生じる事業系廃棄物の減量に関し、事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ町長に届け出なければならない。

(改善勧告等)

第 2 1 条 町長は、事務用大規模建築物の所有者が前条第 1 項から第 3 項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は当該事業用大規模建築物の建設者が同条第 6 項の規定に違反していると認めるときは、当該事務用大規模建築物の所有者又は建設者に対し、期限を定めて必要な改善その他必要な措置を取るべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

第 2 2 条 町長は、前条に規定する勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は建設者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(受入拒否)

第 2 3 条 町長は、事業用大規模建築物の所有者又は建設者が前条第 1 項の規定による公表をされた後において、なお第 2 1 条に規定する勧告に係る措置を取らなかったときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の町長の指定する処理施設への受入れを拒否することができる。

## 第 6 章 適正処理困難物の抑制

(適正処理困難性の自己評価等)

第 2 4 条 事業者は、物の製造、加工及び販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性について、あらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うとともに、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第 2 5 条 事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理の困難性となるもの(以下「適正処理困難物」という。)については、その製品、加工及び販売等を自ら抑制しなければならない

い。

(適正処理困難物の指定)

第26条 町長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

(事業者の下取り等の回収義務)

第27条 前条に規定する適正処理困難物の製造、加工及び販売等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。

2 町民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

3 町長は、第1項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定め、回収するよう命ずることができる。

4 町長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該命令を受けるべき事業者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

## 第7章 一般廃棄物の処理等

(家庭廃棄物の処理)

第28条 町長は、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

(事業系廃棄物の処理)

第29条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に収集させ、運搬させ、若しくは処分させなければならない。

2 事業者は、廃棄物の処理に当たっては、再生、破砕、圧縮、焼却及び脱水等の処理を行うことにより、その減量を図らなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第30条 町長は、法第6条の規定に基づき一般廃棄物処理計画を定め、これを告示するものとする。

2 前項に規定する計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

(一般廃棄物の処理)

第31条 町長は、前条の規定により定めた計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 町長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

3 前2項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、規則で定める。

(計画遵守義務)

第32条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物内の家庭廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等、第30条の規定により定められた計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物を収納する袋等について、廃棄物が飛散、流出及びその悪臭が発生しないようにするとともに、家庭廃棄物を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

(家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の排出方法)

第32条の2 占有者は、町長が収集、運搬及び処分する家庭廃棄物（粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ及びし尿並びに動物の死体を除く。）を排出するときは、町長が指定する収集袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。

2 事業者は、町長が収集、運搬及び処分する事業系一般廃棄物（粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ及びし尿並びに動物の死体を除く。）を排出するときは、指定収集袋を使用しなければならない。

3 指定収集袋の種類は、次に定めるとおりとする。

(1) 5リットル相当袋（以下「ミニ袋」という。）

(2) 10リットル相当袋（以下「小袋」という。）

(3) 20リットル相当袋（以下「中袋」という。）

(4) 40リットル相当袋（以下「大袋」という。）

4 占有者及び事業者は、第1項及び第2項の規定により廃棄物を排出することが困難であると町長が認めるときは、当該廃棄物の排出について町長の指示に従わなければならない。

(平成16条例5・追加、平成20条例36・一部改正)

(排出禁止物)



第 3 3 条 占有者は、町長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性の物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理機能に支障が生ずる物

2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、町長の指示に従わなければならない。

(動物の死体)

第 3 4 条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、速やかに町長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(改善勧告等)

第 3 5 条 町長は、占有者が第 3 2 条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(平成 2 0 条例 3 6 ・ 一部改正)

(収集拒否)

第 3 6 条 町長は、占有者が前条に規定する勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該家庭廃棄物の収集を拒否することができる。

(事業者の処理)

第 3 7 条 町長は、1 回につき 8 0 リットルを超える量又は 1 回につき 1 2 キログラムを超える量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、法第 3 条第 1 項の規定により、その全量を自らの責任において適正に処理するよう命ずることができる。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第 3 1 条第 3 項に規定する規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

(平成 1 6 条例 5 ・ 一部改正)

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第38条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項に規定する保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第1項に規定する保管場所に集めなければならない。

(事業者に対する中間処理等の命令)

第39条 町長は、事業者に対し特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理して排出するよう命ずることができる。

2 町長は、事業者に対しその事業系一般廃棄物を規則で定める基準に従い、分別して排出するよう命ずることができる。

(一般廃棄物管理票)

第39条の2 町長が定める事業者は、事業系一般廃棄物を町長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して町長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該受託者に同項に規定する一般廃棄物管理票を交付しなければならない。

3 前項に規定する受託者は、事業系一般廃棄物を町長の指定する処理施設に運搬する場合には、同項に規定する一般廃棄物管理票を町長に提出しなければならない。

4 町長は、事業者が第1項に規定する一般廃棄物管理票を提出しないとき、又は受託者が前項に規定する一般廃棄物管理票を提出しないときは、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

5 前各項に規定するもののほか、一般廃棄物管理票の回付その他必要な事項は、規則で定める。

(平成12条例34・追加)

(事業系一般廃棄物の受入拒否)

第40条 事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。)は、事業系一般廃棄物を町長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める基準に従わなければならない。

2 町長は、前項の事業者が同項に定める受入れ基準に従わない場合には、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(改善命令等)

第41条 町長は、事業者が第37条第2項又は第38条の規定に違反していると認めるときは、事業者に対し期限を定め、必要な改善その他の必要な措置を命ずることができる。

(準用)

第42条 第32条から第35条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

## 第8章 廃棄物処理手数料

(廃棄物処理手数料)

第43条 町長は、廃棄物の処理に関し、別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

2 既納の廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 町長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により廃棄物処理手数料の収納を委託することができる。

(平成16条例5・一部改正)

(手数料の算定)

第44条 町長は、前条に規定する廃棄物処理手数料について、その廃棄物の重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないとき、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。

(指定収集袋の交付)

第44条の2 町長は、廃棄物処理手数料（指定収集袋で排出する廃棄物に限る。以下この条において同じ。）をあらかじめ納入した者又は廃棄物処理手数料の減免を受けた者に対し、指定収集袋を交付するものとする。

2 指定収集袋の交付等について必要な事項は、規則で定める。

(平成16条例5・追加)

(手数料の減免)

第45条 町長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第4

3 条に規定する廃棄物処理手数料を減免することができる。

(平成 20 条例 36・一部改正)

## 第 9 章 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物処理業の許可)

第 46 条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他規則で定めるものについては、この限りでない。

2 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行うもの、その他規則で定めるものについては、この限りでない。

(許可申請手数料)

第 47 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 10,000 円

(2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 10,000 円

(3) 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更許可を受けようとする者 10,000 円

(4) 一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更許可を受けようとする者 10,000 円

(5) 許可証の再交付を受けようとする者 5,000 円

(平成 12 条例 16・一部改正)

## 第 10 章 浄化槽清掃業

(浄化槽清掃業の許可)

第 48 条 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 35 条第 1 項の規定により、浄化槽清掃を業として行おうとする者は、規則で定めるとこ

ろにより、町長の許可を受けなければならない。

(許可申請手数料)

第49条 次に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

(1) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 10,000円

(2) 許可証の再交付を受けようとする者 5,000円

(平成12条例16・一部改正)

## 第11章 地域の生活環境

(清潔の保持)

第50条 占有者は、土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路及び河川その他の公共の場所を汚してはならない。

3 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物が散乱した場合においては、速やかに清掃しなければならない。

4 土木建築等の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき及び廃材等を適正に管理して、公共の場所若しくは他人が所有する場所若しくは管理する場所に当該物が飛散し、又は流出する等によって生活環境の保全上支障が生ずることのないようにしなければならない。

5 容器入り飲料を販売する者は、空き缶等飲料容器(飲料を収納していた缶、瓶その他の容器をいう。)の散乱防止について消費者の啓発を行うとともに、その販売する場所に空き缶等飲料容器を回収する設備を設け、これを適正に維持管理しなければならない。

(公共の場所の管理者責務)

第51条 前条第2項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第52条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないようにその周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

- 2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

## 第12章 雑則

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第53条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者(以下「建設者」という。)は、その建築物又は敷地内に廃棄物の保管場所及び保管設備(以下「保管場所等」という。)を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ町長に届け出なければならない。

- 2 前項に規定する保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

- 3 町長は、第1項に規定する保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

- 4 第1項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される廃棄物を同項に規定する保管場所等に集めなければならない。

(報告の徴収)

第54条 町長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第55条 町長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平成20条例36・一部改正)

(清掃指導員)

第56条 町長は、前条並びに廃棄物の減量及び適正処理に関する指導

の職務を担当させるため、規則で定めるところにより清掃指導員を置く。

(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)

第57条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると町長が認める者

(平成24条例20・追加)

(委任)

第58条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

(平成20条例36・一部改正、平成24条例20・旧第57条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年7月1日から施行する。

(瑞穂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止)

2 瑞穂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第8号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行前に、この条例による旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際、現に旧条例によりなされた廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 3 月 9 日条例第 16 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 9 月 11 日条例第 34 号）

この条例は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 8 日条例第 38 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 8 日条例第 5 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第 32 条の 2、第 37 条、第 43 条、第 44 条の 2 及び別表ごみ等の部の規定は、平成 16 年 10 月 1 日以後の家庭廃棄物（粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ及びし尿並びに動物の死体を除く。）及び事業系一般廃棄物（粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ及びし尿並びに動物の死体を除く。）の排出から適用し、同日前の排出については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 12 月 9 日条例第 36 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項及び第 12 条第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 10 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 43 条関係）

（平成 12 条例 16・平成 12 条例 38・平成 16 条例 5・平成 20 条例 36・一部改正）

| 種別  | 取扱区分  | 手数料  |
|-----|---|--|
| ごみ等 | 第 32 条の 2 第 1 項の規定により家庭廃棄物を排出する占有者及び同条第 2 項の規定により事業系一般廃棄物を排出する事業者 | ミニ袋 1 枚につき 7 円<br>小袋 1 枚につき 15 円<br>中袋 1 枚につき 30 円<br>大袋 1 枚につき 60 円 |
|     | (1) 家庭廃棄物の処理を臨時に受けようとするとき。  | 1 キログラムにつき 30 円  |



|       |   |                |
|-------|---|----------------|
|       | (2) 家庭廃棄物を町長が指定した場所に自ら運搬したとき。   | 1キログラムにつき 20円  |
|       | (3) 事業系一般廃棄物を町長が指定した場所に自ら運搬したとき。  | 1キログラムにつき 30円  |
| し尿    | (1) 事業活動及び不特定多数の者が使用する便所のし尿を排出する占有者又は事業者  | 36リットルにつき 500円 |
|       | (2) 臨時に収集及び処理を受けようとするとき。  | 36リットルにつき 500円 |
|       | (3) 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域であって、同法第9条に基づき公示され、下水の処理を開始すべき日から3年を経過した建物に居住している一般世帯 | 1人1月につき 500円   |
| 動物の死体 | 町長が指定する場所に自ら運搬したとき。   | 1体につき 3,000円   |

備考 月の途中において、くみ取り便所の使用開始及び世帯員の増については、翌月から使用廃止及び世帯員の減については、当月分までの1月を単位として徴収する。

## 瑞穂町のごみ減量と資源化

### はじめに

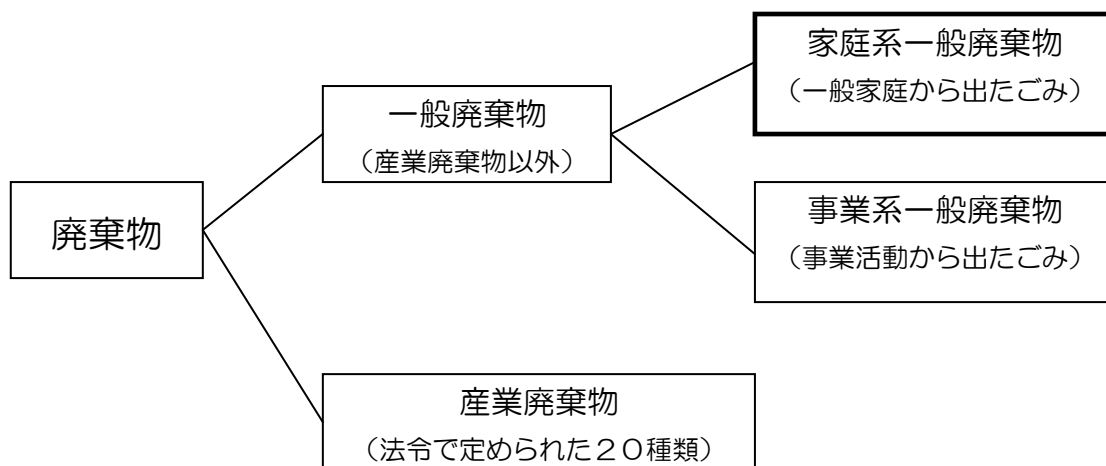
平成25—26年度の審議会では事業系の可燃ごみの分別・減量について審議しました。町では西多摩衛生組合環境センターに持ち込まれた事業系可燃ごみの抜打ち検査により、町内の事業系のごみの実態を把握し、町内の大規模事業所訪問指導や一般廃棄物収集運搬業者と排出事業者に対して、ごみ減量への一層の協力を促す通知をしました。

今年度からの審議会では、新たなテーマで審議していきたいと考えています。

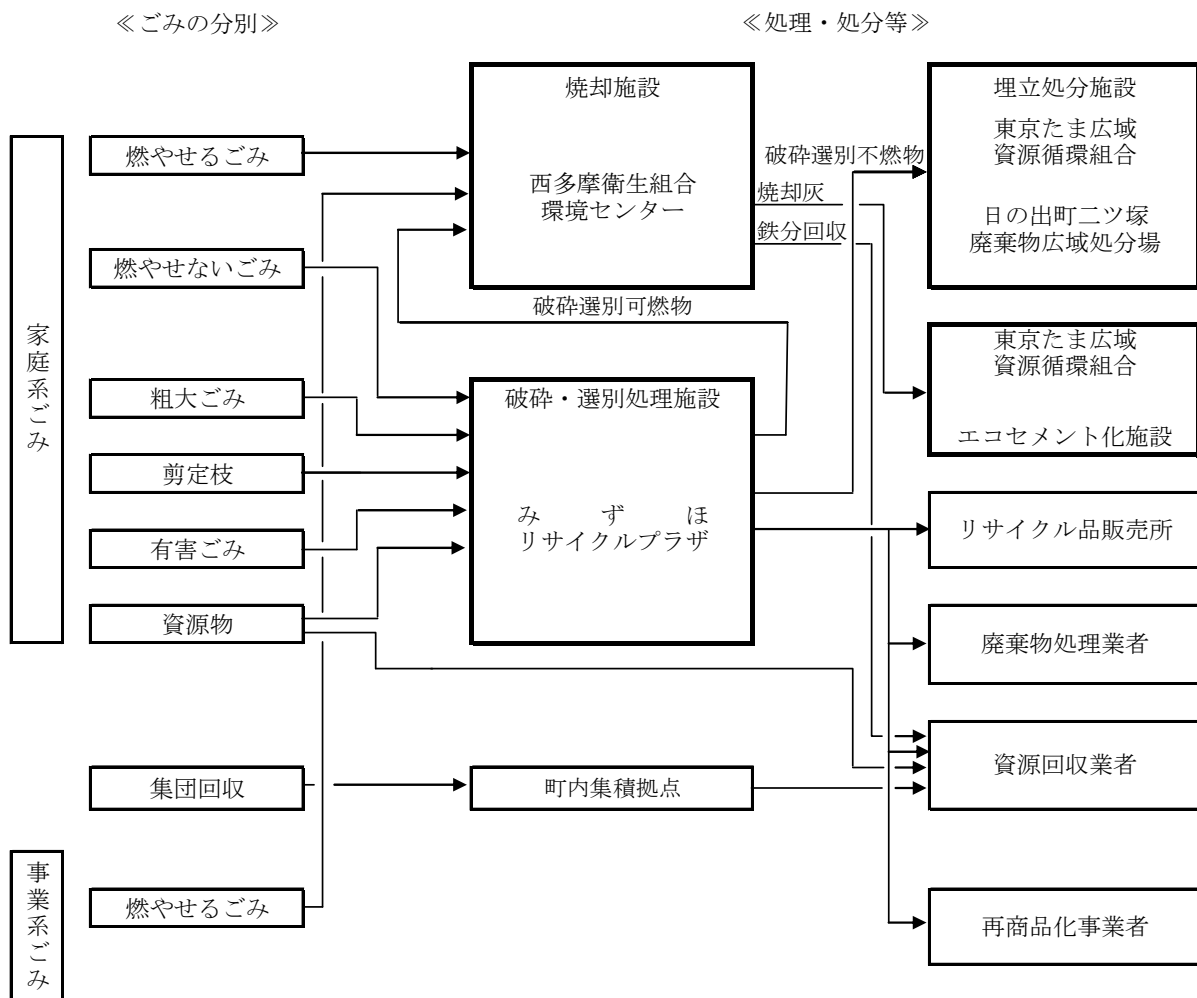
### ごみの分類

廃棄物には大きく分けて「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定める20種類をいい、それ以外の廃棄物が一般廃棄物とされています。

一般廃棄物には家庭系と事業系があります。事業活動に伴って排出された一般廃棄物を、事業系一般廃棄物といいます。事業所（会社・工場等）から出る古紙や残飯、飲食店から出る厨芥（生ごみ）は、事業活動によって生じたとしても、法令で定められた20種類の産業廃棄物に含まれないことから、一般廃棄物となります。



一般廃棄物の適正な処理を管理・統括する責任は市町村にあります。現在、瑞穂町では、次の図のように一般廃棄物の処理を管理しています。



## 分別のメリット

燃やせるごみの中にはリサイクル可能な紙類や容器包装プラスチックなどが交ざっています。それらは燃やせるごみの搬入量を増やす一因となります。

一般可燃ごみの焼却施設である西多摩衛生組合では、組合を構成している瑞穂町、福生市、青梅市及び羽村市の負担金(分賦金)の一部を搬入量によって算定しているので、可燃ごみの搬入量が減れば、負担金(分賦金)も節減できます。分別によりリサイクルできるものが増えるだけでなく町の財政においてもメリットがあります。

ごみの減量と負担金節減の両方の視点から、分別の徹底が重要になります。

## 町の資源化率の現状

資源化率は、ごみの総量に占める資源化されたものの割合です。一般的に資源化率が高いほど、分別により資源としてリサイクルされるごみが多いといえます。

瑞穂町の平成24年度の資源化率は、33.0%であり、25年度に31.7%、26年度に30.7%と、近年は低下傾向にあります。

その原因にはいくつか考えられますが、分別が不十分で燃やせるごみとして排出されてしまう資源ごみがあるということが挙げられます。

※ 燃やせるごみについても、焼却後に残った焼却灰が全てエコセメントとしてリサイクルされブロックなどに形成して道路整備等に使われます。

しかし、段ボールや容器包装プラスチックなどの資源ごみが焼却処理された場合、資源化率は資源ごみとして分別収集された再利用された場合より劣ります。

## リサイクル・ごみ減量の取組み

町では、リサイクル・ごみ減量施策として様々な取組みを行っています。

住民の積極的な取組みへの参加を通して、リサイクルとごみ減量の啓発を続けていきます。

- 子ども会・町内会等への資源物集団回収に対する奨励金交付
- 使用済み小型家電のボックス回収
- マイバッグ利用の推進
- フリーマーケット・「みずほ青空市」の定期開催
- リサイクルプラザでのリサイクル品販売
- 町広報誌、町ホームページ、イベント等での啓発

今年度は、分別事典の増刷に伴う細部変更も行う予定です。

## 次回の審議会に向けて

町では、町民の意識高揚のためにリサイクル・ごみ減量の啓発を続けていくことが重要であると考えます。

家庭から排出されるごみについても、減量につながる要素は見受けられます。

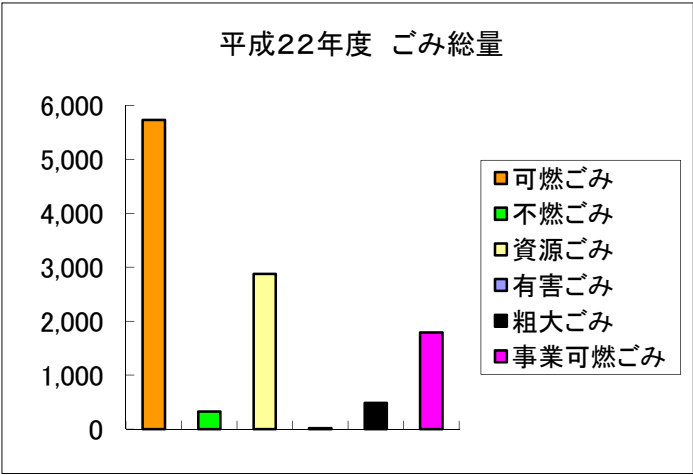
一人ひとりの意識を高めるために新たな取組や、啓発活動を検討していきます。

瑞穂町のごみ総量（平成22年度～平成26年度）

資料5

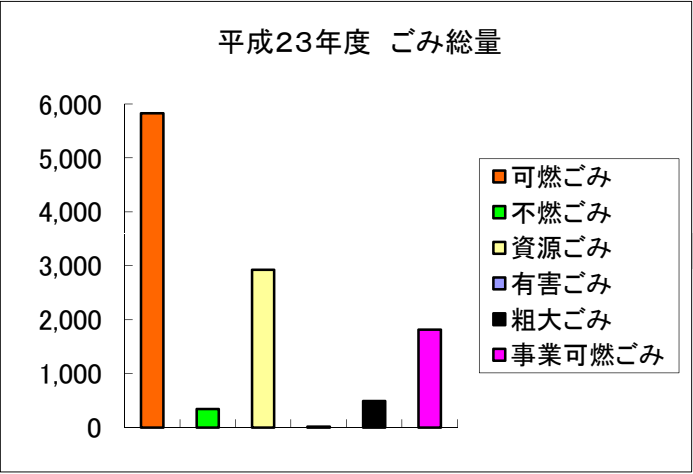
平成22年度 単位：t

|        |        |
|--------|--------|
| 可燃ごみ   | 5,732  |
| 不燃ごみ   | 328    |
| 資源ごみ   | 2,878  |
| 有害ごみ   | 18     |
| 粗大ごみ   | 483    |
| 事業可燃ごみ | 1,788  |
| 合計     | 11,227 |



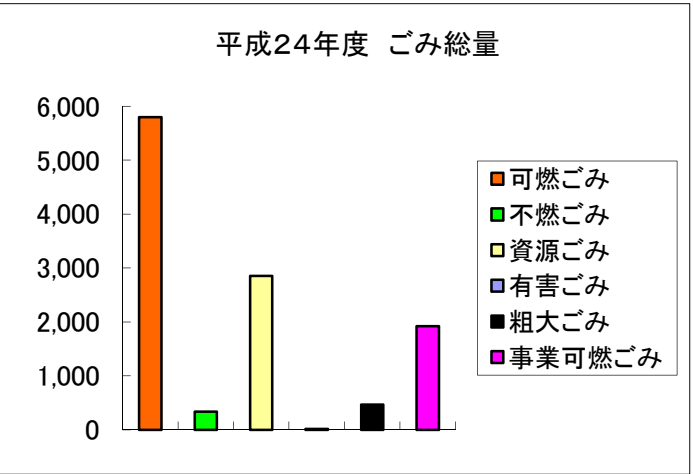
平成23年度 単位：t

|        |        |
|--------|--------|
| 可燃ごみ   | 5,828  |
| 不燃ごみ   | 345    |
| 資源ごみ   | 2,923  |
| 有害ごみ   | 19     |
| 粗大ごみ   | 493    |
| 事業可燃ごみ | 1,812  |
| 合計     | 11,420 |



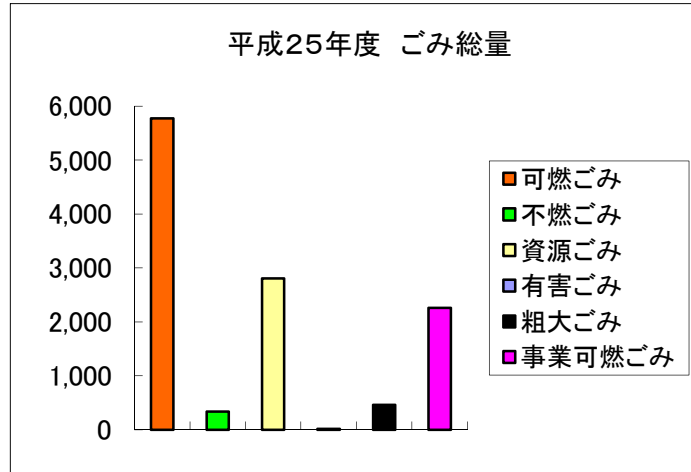
平成24年度 単位：t

|        |        |
|--------|--------|
| 可燃ごみ   | 5,793  |
| 不燃ごみ   | 338    |
| 資源ごみ   | 2,851  |
| 有害ごみ   | 19     |
| 粗大ごみ   | 468    |
| 事業可燃ごみ | 1,924  |
| 合計     | 11,393 |



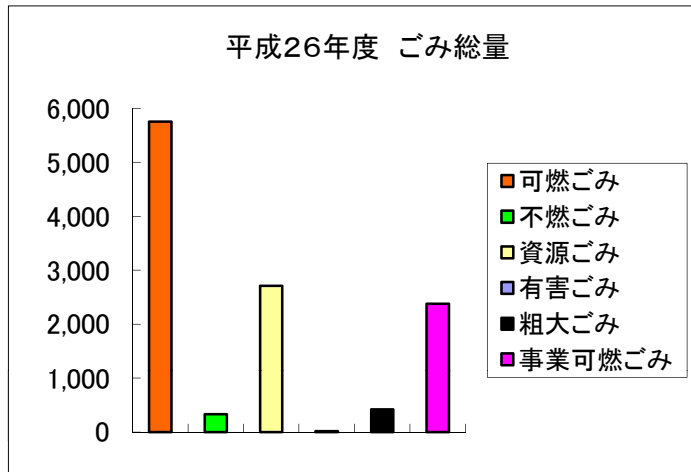
平成25年度 単位：t

|        |        |
|--------|--------|
| 可燃ごみ   | 5,771  |
| 不燃ごみ   | 337    |
| 資源ごみ   | 2,806  |
| 有害ごみ   | 17     |
| 粗大ごみ   | 464    |
| 事業可燃ごみ | 2,258  |
| 合計     | 11,653 |



平成26年度 単位：t

|        |        |
|--------|--------|
| 可燃ごみ   | 5,755  |
| 不燃ごみ   | 329    |
| 資源ごみ   | 2,713  |
| 有害ごみ   | 18     |
| 粗大ごみ   | 419    |
| 事業可燃ごみ | 2,377  |
| 合計     | 11,611 |



※資源ごみ

カン、ビン、金属、ガラス、金属、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック  
布類、雑がみ、ペットボトル、容器包装プラスチック

※有害ごみ

電池、蛍光灯、電球、水銀体温計、温度計、ライター、スプレー缶、カセットオ

※事業可燃ごみ

瑞穂町内にある事業者から排出された可燃ごみ